

独立行政法人国際交流基金 契約監視委員会（令和4年度第3回）

議事要旨

1. 日時：令和5年3月22日（水） 10：00～12：00
2. 場所：独立行政法人国際交流基金 ホールさくら
3. 出席者：
 - （1）委員
渡邊一弘委員長、宮本和之委員、山本裕子委員、井澤めぐみ委員
 - （2）国際交流基金
梅本理事長、鈴木理事、平林監査室長、正野経理部長、河井会計課長、
審議案件担当者
4. 主要議事
 - （1）再委託案件及び一者応札・応募案件について（報告）
 - （2）連続一者応札・応募案件2件のフォローアップ（報告）
 - （3）前回の審議案件のフォローアップ（報告）
 - （4）個別案件（5件）（審議）
 - （5）国際交流基金調達等合理化計画について（報告）
令和4年度自己評価及び令和5年度計画策定
5. 主要議事概要
 - （1）再委託案件、一者応札・応募案件について（報告）
資料に基づき事務局より報告。

ア. 再委託案件の報告

基金：再委託については、契約金額に占める再委託金額の比率が50%を超えないことを一つの目安としている。今回報告対象の4件の契約うち1件は71.14%と、この目安を超えている。本件「カルコン・シンポジウムに係る国内航空券手配を含む各種国内接遇業務及び会議運営業務一式調達契約」は業務内容が多岐に及んだこと、また入札は東京で行い東京の旅行代理店と契約したが今回の会議が九州国立博物館という通常会議が行われない場所での開催と

なったことから、会議を円滑に行うために、複数の業務を現地の専門の業者に再委託することを承認したものである。具体的には、会議運営、車両手配、写真撮影、飲食物手配は現地業者に再委託した。これにエスコートと通訳を加えた計 6 件の業務で再委託を行った結果、契約金額全体に占める再委託の比率の合計が 50%を超えた。なお、この 6 件のうち再委託の比率が最大のものは 40.45%である。

再委託割合以外の観点では、今回対象の契約 4 件は再委託先と再委託元の人的関係はなく、再委託内容も委託業務の基幹部分ではないことから、再委託について問題はなかったと考えている。

委員：カルコンの契約について応札は何者だったのか。

基金：二者である。

委員：複数応札だったのならある程度競争性もあったと思うが、航空券手配業務とそれ以外の業務を分けて調達すれば、それぞれの業務で競争性も増し、再委託比率も高くならずに済んだのではないか。一括調達した方が効率の良い場合もあると思うが、本件のように航空券手配と接遇という異なる業務、しかも後者は地方で事業を行う業務であるので、このような場合は、検討の余地があると思う。

イ. 一者応札・応募案件の報告

基金：報告対象となる一者応札 5 件のうち 2 件は連続一者応札案件となるため後ほど担当部署よりご報告する。ここでは残り 3 件についてご報告する。1 件目の「令和 4 年度日本語パートナーズ派遣事業感謝状贈呈式に係る業務一式の請負契約」は贈呈式の開催日程を決めた時点では複数のホテルの会場に空きがあったが、その後入札までの間に空きがなくなったため、入札に参加した業者は一者のみとなった。2 件目の「令和 4 年会計監査業務契約」については、応札に関心を示していたが不参加となった業者に聴取したところ、過去の取引実績や採算性から応札しない判断をしたとのことだった。3 件目の「令和 5 年度日本語パートナーズ タイ 11 期派遣に係る国際航空券手配等業務一式委託契約」については、不参加だった旅行代理店に聴取したところ、新型コロナウイルス感染拡大後に人員を減らしており本入札案件では緊急対応等の契約条件を満たせるだけの人員確保ができず、また、今回は競争力のある価格での航空券の調達が困難だったため採算性が見込みないと判断し入札参加を見送ったとの回答だった。

委員：会計監査業務契約は毎年入札を行っているのか。

基金：入札は会計監査人の候補者を選ぶもので、独立行政法人の中期目標期間（5年間）を監査業務対象期間として行っている。会計監査人の選任は外務省が年度毎に行うため、契約は年度毎に行っている。

委員：こうした業務は頻繁に契約相手方が変わることも望ましくない場合もあるので、効率性・経済性を考えると妥当な期間だと思う。

（2）連続一者応札・応募案件2件のフォローアップ（報告）

ア. 令和5～6年度日本語能力試験模擬試験実施（国内）及び電算処理（国内・海外）業務委託契約

基金：本契約は、日本語能力試験（JLPT）の模擬試験の実施及び電算処理に係る契約である。前回令和2年度に行った令和3～4年度の模擬試験に係る入札でも一者応札だったため、その際に応札しなかった業者に対して行ったアンケートの結果も参考にして今回改善策を講じた。まず入札実施時期の見直しについて、前は令和2年9月に公示し、12月に入札を実施したが、落札後契約開始までの期間が十分でなかったことから、今回は入札実施時期を大幅に前倒しし、令和4年5月に公示し、9月に入札を行った。次に仕様書の見直しについて、業務内容をより分かりやすくするため具体化できる点や情報を追加できる点について加筆した。その他、入札説明会から業務提案書の提出まで1か月以上確保したり、対象業務の取り扱いがありそうな業者に声かけを行ったりした。入札説明会には6者が参加したが、残念ながら応札者は1者のみだった。本件契約は、試験の実施からその後の電算処理まで様々な業務が含まれるが、試験の機密情報や個人情報保護の観点から契約を分割せず一括調達を行っている。そのため、新規の業者が参入しにくい状況になっていると考えられるが、今後も仕様書を更に分かりやすくしたり、新規業者への声かけを続けたりしていきたいと考えている。

委員：世の中には様々な資格試験があるが、本件のように試験実施から電算処理まで委託する契約は珍しいのか。

基金：試験を専門に行っている団体であれば電算処理を外注せずに行っている場合もあると思うが、そうでない団体は何らかの業務を外委託していると思

う。また、資格試験もいろいろあるが、JLPTのように全世界で実施し、試験の結果が社会的にも様々な場面で活用されている試験は多くないと思う。

委員：良い悪いは別として、各団体とも一者応札になっているのかなとも思うが、その点についてはどういう認識か。

基金：おっしゃるとおり、契約相手方が変わることはあまりないのではないかなと思う。契約を請け負うためには業者側もある程度体制や基盤・システム等を整える必要がある。一度契約を請け負えばできるだけ長くそれを活用していかなければ業界の構造的にも成り立たないのではないかな。

委員：承知した。何も対策を練らず一者応札で良いということではないが、結果として一者応札になってしまうのは仕方ない部分もあると思う。

委員：契約相手方は印刷業者のようであるが、試験実施だけでなく電算処理も行うのか。あるいは電算処理は再委託しているのか。

基金：電算処理は再委託している。

委員：これまでの経緯もあるだろうから試験の実施業務と電算処理を分けて契約することが良いか分からないが、業務を切り分けることで応札者が増える余地はあるように思える。

基金：受験票や結果通知等の印刷物作成にも受験者データの印字が必要であり、印刷と電算処理の業務は密接に繋がっている。

委員：データのやり取りを基金が間に入れば良い気もするが、基金のマンパワーの問題もあるだろうからやむを得ないものと承知した。

委員：長年同じ業務を請け負っていると契約相手方も習熟しコストが抑えられるようになってくるので、新規業者は採算性の観点からも応札しにくい状況になっているものと思う。既に改善できる措置は取っているような印象だが、次回に向けて改善できることはあるか。

基金：試験の業界に新規に参入してくる業者もあるかもしれないので、そうした業者が少しでも本件入札に応札しやすくなるよう、入札公示から入開札まで

のスケジュールにもう少し余裕を持たせたり、仕様書を更に分かりやすくしたり、業者への声かけを行っていきたいと考えている。

委員：承知した。十分なお答えだと思うのでこれからも引き続き頑張ってもらいたい。

イ. 令和5年度日本語能力試験電算処理関連業務委託契約

基金：本件契約は令和5年7月と12月に実施予定の日本語能力試験（JLPT）の本試験に係る募集、応募受付、試験実施、採点、統計分析、認定通知等の一連の業務に係る契約である。先ほどの模擬試験の調達と同様幅広い声かけ等を行い、入札説明会には3者参加したものの、応札者は1者のみだった。応札しなかった業者にヒアリングしたところ、「業務の内容が多岐に渡るため履行できない」、「業務のスケジュール上、人員体制が整わない」、「落札決定から業務開始までの期間が短い」などの声が寄せられた。現在、次の令和6年度の本件に係る契約に向けた準備を行っており、可能な範囲で入札公示時期を早期化し、業務提案書提出期間を長くして書類作成や契約準備のための期間を長くできないか検討している。

委員：「落札決定から業務開始までの期間が短い」という声が業者から寄せられてとのことだが、実際はどのくらいの期間だったのか。

基金：落札者の決定が令和4年9月12日で契約締結日が同年11月14日である。

委員：公示日の早期化だけでなく、入札日も早める必要があるのではないか。

基金：入札日も2週間程度早められないか検討している。他方、これ以上の入札スケジュールの早期化は試験準備全体のスケジュールから難しい。

委員：こちらの契約は単年度契約ということか。

基金：然り。

委員：さきほどの模擬試験の方は契約期間が2年間だったが、契約期間の区分けはどう整理しているか。

基金：複数年契約の方が業務に慣れていただきやすくコスト減にも繋がるため、本件の契約も複数年契約の方が望ましいと考えている。他方、現在、試験の一部変更を検討しており、それに伴い電算処理の仕様が変わる可能性があるため、当面は単年度契約とする予定である。電算処理を行う上でシステムの開発も必要になるので、業者にとっても契約期間が長い方が安心して請け負ってもらえると理解している。そのため、試験の変更後は例えば5年契約にするなど複数年の契約にしたいと考えている。

委員：承知した。仮に5年契約にすると、双方とも業務が安定し、コスト減にも繋がってくると思う。結果として、先ほどの模擬試験の件と同様、それ以降の入札で新規業者が参入しにくくなるかもしれないが、規程等に従って対応いただければ良いと思う。

委員：試験の改定などの見込みについては入札説明会でも触れているのか。せっかく入札に参入して落札しても、1年か2年後に試験の変更があり、システムも作り直さなければならないとなると、業者もつらいのではないか。契約を請け負う上で業者にとっても安心感が必要であろう。現在は一者応札であるが、その一者さえも応札してくれなくなったら一大事である。

基金：ご指摘のとおりである。現時点では試験の変更については内部で検討中の段階であるが、今後も検討を進め、次回の入札説明会では可能な範囲で説明を行いたい。

委員：取り組みは妥当である。

(3) 前回の審議案件のフォローアップ（報告）

基金：前回の審議の際に、企画競争における見積内容の評価方法についてご指摘をいただいた。見積額の差の大小に関わらず順位のみで採点しており、たとえ1円の差でも全体の評価結果に影響し得る評価方法になっていた。これについて会計課で改善策を講じ下表のとおり見直し案を作成した。

見積内容	従来		令和5年度以降	
	評価方法	配点 (仮)	評価方法	配点 (仮)
①見積額（総額）	見積額の廉価さ (応募者間の 相対評価)	5点	評価対象としない (※1)	0点
②見積単価及び数量 の設定等の適正さ	積算単価や工数が 適正か、 経費項目に過不足 がないか	5点	変更なし (※2)	10点

上図のとおり、令和5年度から①の見積額については評価対象から除外する。②は評価対象としても良いこととする。「※1」について、見積額以外の評価点が第1位と第2位以下で僅差（5%以内）である場合、企画提案内容は同等であると考え、見積額が低い者を契約交渉順位1位とする。例として、最高点（A社）が80点の場合、5%に相当する点数は4点であるため、次点（B社）が76点以上80点未満の場合、A社とB社のうち見積額が低い方を交渉順位1位とする。見積額が同じである場合、A社が交渉順位1位となる。「※2」について、単価契約の場合は、原則として②を評価対象にしないものとする。この変更を踏まえた全体の配点イメージは下表のとおり。

審査項目例	配点例	採点基準例
1. 企画提案書の内容が、本件事業の趣旨を理解し、反映されたものになっているか	20点	<配点が10点の場合> ・10点＝非常に優れている ・8点＝優れている ・6点＝問題はない ・4点＝やや問題がある （一部修正が必要） ・2点＝問題がある （大幅な修正が必要） ・0点＝採用できない
2. 制作者の技術・経験・実績に対する審査	25点	
3. 企画案の造形表現（分かりやすさ、色使い、画質等を含む。）に対する審査	30点	
4. 制作スケジュールの妥当性	10点	
5. 見積単価及び数量の設定等の適正さの審査	10点	
6. ワーク・ライフ・バランス等に関する指標	5点	
合 計	100点	

なお、今回の見直しに際し、当初は以下のような評価方法をマニュアルに例示することも検討した。

予算額に対してどの程度廉価であるか一定の基準を設けて採点する。

(例) 見積額が予算額に対して、

- ・ 90%未満の場合： 5点
- ・ 90%以上、95%未満の場合： 3点
- ・ 95%以上の場合： 1点

しかし、どの程度見積額を低く抑えることが妥当であるかは調達案件によって異なるため、上記のような例示をすると評価の適正さをかえって損ねるおそれがあること、また、企画競争後に仕様の微調整を行い見積額が変更になることで結果として変更前の見積額の採点の妥当性が揺らぐおそれもあることから、上記の見直し案は採用しないこととした。

委員：見直し案について特に異論はない。運用ルールを周知して誤解のないようにしてもらうことが大事だと思う。

委員：適切な内容に改善されたと思う。企画競争では、提案内容といった質的な部分の評価がより重視されるため、評価方法もその点を反映することが望ましい。見積単価や数量の設定等の適正さは引き続き評価対象にするという点も、積算内容は提案内容に直結する部分だと思うので良いと思う。本件は昨年12月末に議論になった点であるが迅速に改定案を検討する姿勢や組織体制は大変良かった。

(4) 個別案件(5件)の審議(案件一覧は別紙のとおり)

ア. 令和4年度主催事業(イタリア)ダムタイプ公演にかかる業務委託契約

基金：本契約は、「第59回ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展 日本館展示ダムタイプ《2022》」のクロージングに合わせ、関連企画としてダムタイプによる音と映像のライブ公演を現地の劇場で実施するために公演団のマネジメントを専属で行っている会社と締結した契約である。

公演団としてダムタイプを選定した趣旨は、ダムタイプが美術から公演まで幅広く活動を行うアーティスト集団であり、その美術作品がヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展に選定されたため、ダムタイプの活動を総合的に紹介しよ

うと今回の派遣に至ったものである。なお、国際美術展の方でダムタイプが選定された経緯については、担当部署よりご説明する。

基金：ヴェネチア・ビエンナーレ国際美術展全体の運営はヴェネチア・ビエンナーレ財団が行っているが、国毎に館があり、日本館の運営は基金が行っている。出品作家の選定は、基金の規定により設置された国際展事業委員会で行っている。出品作家を先に決める場合やキュレーターを先に決める場合などいくつか方法がある。公募形式ではなく、何人かの作家やキュレーターから選考する。その過程でプレゼンテーションをしてもらうこともある。委員は美術館の館長や学芸員の方など国内の有識者で構成されており、任期は1期2年で最長3期6年までと定められている。各委員のお名前はWEBサイトで公開している。

委員：国際美術展の出品作家としてダムタイプが選定された経緯はよく分かったが、公演団として選定された理由は、ダムタイプが美術から舞台公演まで多角的に活動していたからということか。

基金：然り。今回のような公演も行う作家の選定はかなり特殊であり、ダムタイプの活動の性格を考慮して公演も実施したものである。ダムタイプとしては展示からパフォーマンスまでが一つのアートであるが、基金内では展示と舞台公演を扱う部署が異なるため、各部署で対応することとなった。

委員：よく分かった。

イ.『国際交流基金展覧会記録史 1972-2022』（日本語版）印刷製本業務委託契約 及び

ウ.『国際交流基金展覧会記録史 1972-2022』（英語版）印刷製本業務委託契約

基金：本契約は、基金が実施する主催展覧会の概要を紹介するために2012年に制作した『国際交流基金展覧会記録集 1972-2012』を改訂し、最新の情報を追記した新版を制作するための契約である。基金創立50周年（2022年10月）の節目ということもあり、国内外の美術館、美術図書館、大学図書館、研究者、キュレーターといった美術関係者等に配布し、基金の活動を正しく知ってもらう目的で制作した。美術カタログほどではないが、基金の事業の信頼にも影響するので、一定の品質の仕上がりになっている。

随意契約とした理由は、今回の契約相手方が前回の版を制作した業者であり、

前回の版の印刷用データを保有していたこと、かつ前回の業務履行に問題がなかったことが挙げられる。印刷用データの著作権は基金にあるので、厳密に言えばそのデータを提供してもらうこともできたとは思いますが、記録集には写真も多数含まれており、色合いや紙の品質などにも一定の品質が求められるため、他社にお願いして前回の版と同じような仕上がりにならないリスクや仕上がりの確認作業が増える非効率さを考慮すると、前回と同じ業者をお願いするのが確実かつ合理的であると判断するに至った。

委員：印刷用データは基金にはないのか。

基金：印刷物が契約上の納品物になるので、印刷用データを提出させることは普段は行っていない。

委員：前回の印刷用データも納品させたくて、他社にも声をかけたが前回と同じ配色が難しいということで、最終的に今回の契約相手方との随意契約となったということなら分かるが、最初から他社との契約を選択肢に入れたいというのは随契理由としては十分な説明になっていないように思う。印刷用データの入手は難しいことなのか。

基金：リーフレットのようなものであれば印刷用データを提出させる場合もあるが、今回の記録集のような大容量のデータの提出は求めていなかった。

委員：データ容量の問題ではないと思う。今回の契約が悪いというわけではないが、随意契約とする理由はもう少し説得力のある理屈付けが必要と感じた。

委員：前回の制作も随契だったようだが、理由は何か。

基金：前回は金額的に少額随契の範囲内だった。

委員：前回制作した記録集と今回制作した記録集の実物を拝見したが、他の業者に発注していた場合、どの部分が困難だったのかあまり分からなかった。同じ業者でないとその部分ができないという説明が必要だと思う。

エ. R4 年度「日本映画オンライン発信」事業：配信プラットフォーム「Shift72」調達契約

基金：本契約は日本の映画作品を海外に向けてオンラインで配信するためのプラットフォームの利用に係る契約である。映画やテレビ番組などのデジタルコンテンツ配信サービスは Netflix や Amazon プライムビデオなどが知られているが、これら大手配信事業者は、不正コピー防止、画面キャプチャ防止などの高度なデジタル著作権管理(DRM)機能を備えた配信システムを独自に開発している。今回の調達では、このような配信システムの独自開発は前提とせず、映画祭事業者や映画の配信サービス事業者を対象に、映画の配信に必要な機能をテンプレート化して提供しているサービスを調達した。

Shift72 は、カンヌ国際映画祭併設のマーケット、マルシェ・ドウ・フィルム (Marché du Film) やドイツの日本映画祭ニッポンコネクション、トロント国際映画祭など、57 か国 250 の映画祭等で利用され、映画の配給会社の信頼の篤い配信サービスである。業界での信頼度という観点から、他のサービスによる代替が困難なため、随意契約としている。令和4年度は、地域社会と深く結びつきながら多様な日本映画の秀作を上映している地方都市の「ミニシアター」に焦点を当てた特集配信事業「JFF+ INDEPENDENT CINEMA」を、令和4年12月から令和5年6月の6か月にわたって実施する。日本各地のミニシアターから推薦を受けた日本映画12作品を、日本を除く全世界に向けて配信している。

予定価格算定にあたっては、前提を同じくする比較可能なサービスは無かったものの、①高度な機能がデフォルト設定になっているプラットフォームの見積もり、②令和元年度に試験的に映画配信を実施したときの開発費を基に令和3年度のストリーミング量に換算して算出した金額、③現行業者の見積もりの3つの平均を予定価格とした。

委員：この事業は今後も続けていくのか。

基金：実施効果に鑑み、予算の許す範囲で継続していきたいと考えている。

委員：令和6年度以降の予定はどうか。Shift72 が費用的に調達することが難しくなることも想定されるか。

基金：予算状況次第であるが、引き続き、実施していく方向を模索する。セキュリティ要件や多言語対応という仕様を満たすプラットフォームとして現時点では Shift72 以外に適切なものが見つけられていないが、今後、技術革新により代替サービスも出てくるかもしれないので、今後も調査していく所存である。

委員：こうした独立系の映画を配信する仕組みはあまりないのか。

基金：然り。オンライン配信のサービスは日本にも多数あるが、デジタル著作権管理機能やセキュリティ要件、複数の国々で多言語字幕を付しての発信など、配給会社と JF が求める機能をテンプレートで備えた仕組みは限られている。

委員：作品毎に視聴数が変わると思うが、それによって料金の変動ということもあるのか。

基金：作品毎の視聴数の多寡による影響はなく、全体のストリーミング通信量、ストレージ量、配信設定量による支払いとなる。

委員：本件契約を審議案件に抽出したときは、予定価格に対する契約額の割合が低かったので、契約時は料金を低くし徐々に高くされることはないのか確認したいと思ったが、当該割合が低かった理由や、今後の契約では代替サービスも引き続き調査していくということが確認できたので良かった。

委員：本件契約は今後競争入札に移行していく見込みか。

基金：然り。令和 6 年度以降に向けて、検討していく所存。

委員：承知した。

オ. 令和 4 年度日本語パートナーズ派遣事業感謝状贈呈式に係る業務一式の請負契約

基金：日本語パートナーズ派遣事業は東南アジアを中心とするアジアで日本語教育を行っている中学校や高校等に日本人を派遣して授業のサポートや日本文化紹介をしてもらう事業である。本契約は、過去 1 年以内に帰国した長期派遣の日本語パートナーズを招待し、基金として感謝の意を伝える式典の会場、関連設備、飲料等のサービス一式を調達するものである。本式典には、日本語パートナーズの経験を活かして現在活動している経験者や外部関係者等も招待し、帰国した日本語パートナーズおよび関係者同士のネットワークの維持・強化や今後の情報発信を促すなどのフォローアップを行う機会とすることを目的としている。対面で参加したパートナーズは約 80 名、オンラインで参加

した方も含めると約 90 名が参加した。

感謝状贈呈式は例年 11 月頃に実施しており、今年度は令和 4 年 11 月 11 日に実施した。入札実施に先立ち 5 月に複数のホテルに空き状況を確認し、空きが多かった日を開催候補日に選定した。その後 7 月から 9 月にかけて入札を行ったが、その間に空きが埋まってしまい、入札参加者は本契約の相手方である株式会社ザ・キャピトルホテル東急のみとなった。しかし、委任状に押印がなかったこと、また全省庁統一資格の有効期限が令和 3 年度末で失効しており更新がなされていなかったことから、同社が失格となり、入札不調となったため、同社と随意契約することとした。入札後、他のホテルにヒアリングしたところ、コロナ禍の制限が緩和された時期ということでホテルでのイベント開催の需要が増したため会場が埋まってしまったということだった。

委員：コロナ前よりもホテルでのイベントが多くなっているのか。あるいはイベントの数は変わらないが、予約が早まっている状況か。

基金：ホテルの担当者に伺ったところでは、例年は春や夏に実施していたイベントが、まだその時期はコロナの状況が厳しかったため、日程が後ろ倒しなり、今年度は秋に集中したとのことだった。

委員：そうであれば令和 5 年度は従来どおりの進め方でも複数応札が見込めそうか。

基金：空きがあれば複数のホテルに応札してもらえると考えている。ホテルの会場は仮押さえができず正式な契約に至らないと会場を確保できないという事情があると聞いているので、入札までの期間にもよると思う。

委員：承知した。入札時期の早期化も必要かと思い質問した。

委員：民間企業であれば今回の実施後すぐに次回の実施のための契約をすることもあるが、なかなかそうもいかないのか。

基金：過去には複数年契約を行っていたこともあるが、今回は予算上の制約もあり単年度契約とした。

委員：そうするとコロナ禍が落ち着いてきても一者応札や入札不調となるかもしれない。

基金：ご指摘のとおりなので、そうならないように入札手続きのスケジュールも見直し、改善していきたい。

委員：書類不備による失格となったことはホテル側の責任で致し方ないが、何か改善できる点はあるか。

基金：全省庁統一資格は今年度がちょうど更新時期にあたりどの企業も令和4～6年度の資格を申請する必要があったので、当方としても事前に更新の有無をホテル側に確認しておくべきだった。今後は留意したい。

(5) 調達等合理化計画(令和4年度自己評価及び令和5年度計画策定)(報告)
基金が年度毎に調達等合理化計画の策定及び実施後の自己評価を行い、契約監視委員会による点検、公表するプロセスを説明。雛形に沿って、契約状況及び分析、一者応札・応募状況、重点的に取り組む分野、調達改善・事務処理の効率化、調達に関するガバナンスの徹底等について、現時点での令和4年度自己評価案及び令和5年度計画案を書面にて報告。委員からの質問はなし。

以上

令和4年度第3回契約監視委員会:審議案件一覧

	契約名称	契約の相手方	契約方法	契約金額	抽出理由・点検内容	担当部署
1	令和4年度主催事業(イタリア)ダムタイプ公演にかかる業務委託契約	有限会社ダムタイプオフィス	随意契約	4,629,720 円	○公演団としてダムタイプを選定した趣旨の確認	文化事業部 舞台芸術チーム
2	『国際交流基金展覧会記録史 1972-2022』(日本語版)印刷製本業務委託契約	株式会社テンプリント	随意契約	2,332,000 円	○随意契約とした理由の確認	文化事業部 美術チーム
3	『国際交流基金展覧会記録史 1972-2022』(英語版)印刷製本業務委託契約	株式会社テンプリント	随意契約	2,171,400 円	○随意契約とした理由の確認	文化事業部 美術チーム
4	R4 年度「日本映画オンライン発信」事業:配信プラットフォーム「Shift72」調達契約	SHIFT72	随意契約	5,357,988 円 (USD37,000.13)	○予定価格に対する契約金額の割合(35.86%)が低くなった要因の確認	映像事業部 映画チーム
5	令和4年度日本語パートナーズ派遣事業感謝状贈呈式に係る業務一式の請負契約	株式会社ザ・キャピトルホテル東急	入札不調	3,863,475 円	○入札不調となった原因の確認	日本語パートナーズ事業部 事業第2チーム

(参考)連続一者応札・応募フォローアップ案件

	契約名称	契約の相手方	契約方法	契約金額	担当部署
1	令和5~6年度日本語能力試験模擬試験 実施(国内)及び電算処理(国内・海外)業務委託契約	共同印刷株式会社	一般競争 (総合評価)	94,396,887 円	日本語試験センター 試験制作チーム
2	令和5年度日本語能力試験電算処理関連業務委託契約	日本情報産業株式会社	一般競争 (総合評価)	87,179,491 円	日本語試験センター 試験運営チーム